

答 申 第 3 2 3 号
平成 2 2 年 5 月 2 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）
平成 2 0 年 8 月 1 8 日付け保指第 1 2 1 7 号による下記の諮問について
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 9 4 号

平成 2 0 年 7 月 5 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 0 年 7 月
1 日付け保指第 8 1 0 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定
について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年7月1日付け保指第810号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 千葉県健康福祉部保険指導課国保指導室〇〇〇さんは、平成20年4月24日付け千葉県知事宛の行政文書開示請求書の補正要求書の回答書で、H11年度以降が対象としたが、平成9年度以降の保有する行政文書を特定していた。

鋸南町国民健康保険条例（昭和34年鋸南町条例第8号。以下「町条例」という。）については、平成11年度まで、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）に規定の所得割料率と資産割料率の補正についての改正がされておらず、応能割（所得割＋資産割）で発生した賦課限度超過額分だけ、応益割（均等割＋平等割）の総額に水増しされ、国保料が水増しされ、低所得の鋸南町の国保被保険者の国保料軽減分を補てんする基盤安定負担金や退職療養給付費交付金も水増しされていたことを承知している。故意に不開示決定するのは許されない。

- (2) 前述〇〇〇さんは、同規則に規定の方法をどうやるのか国に聞いても回答がなく、どのように補正するのか不明であるとのことだった。平成20年7月1日付け保指第809号及び保指第811号には、「告示された所得割率と資産割率」との記載があるが補正方法が不明であるから、この告示での所得割率や資産割率は補正がされていない。

- (3) 前述(1)(2)は、補正がされていないことについての行政文書ではなく補正がされていることについての行政文書が開示決定されるべきものである。間違った処分をしたのは明らかである。

- (4) 鋸南町町長は、H14～18年度の介護納付金賦課額の軽減相当額（H14は消滅時効で請求できない、H15～18年度は上記水増し有）を過誤納の修正と〔同基金本部退職者医療部〇〇〇〇さんに鋸南町税務住民課〇〇室長から問合せ、過誤納の修正と思い込ませた。このことについて別の鋸南町職員は「千葉県に相談しているはず」「交付されるかは同支払基金の判断」と〕故意に不正請求した。千葉県職員が詐欺教唆をしたのなら許されない。

- (5) 千葉県は3年ごとに鋸南町の国保について定期監査をしていたが、失態を隠そうとしている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき、平成20年6月6日付けで、「安房郡鋸南町の国保で(平成19年度当時の)国保法施行規則32の9、同32条の10の規定のとおり、所得割率と資産割率のための「基礎控除後の総所得金額等」又は「固定資産税額」の補正がされていないことがわかる一切の書類」の行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していない(請求に係る行政文書を作成又は取得していない。)として本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

- (1) 異議申立人は、異議申立ての理由について、鋸南町では町条例に定められた規則第32条の9及び第32条の10に基づき補正を行わず、補正分を総額に水増しすることにより料率を算定していると主張している。

しかしながら、各料率等は町条例に基づき告示等を実施されているものであるから、町条例に基づいていない事実はない。

- (2) 国民健康保険料の賦課額は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7に基づき、基礎賦課額、つまり、その年に必要な保険料の所要額全体を所得額等に応じて配分(按分)して、保険料を求めるものである。

しかし、そのままの率で算定すると高額所得者、高額の資産を有するものの保険料が高くなってしまふことから、令第29条の7第2項第10号に賦課限度額が規定されている。この限度額以上の賦課が出来ないので、保険料率を引き上げる補正をしないと、必要な保険料が確保できなくなる。

保険者は、必要とする賦課額を確保するため、規則第32条の9及び第32条の10で定める方法で補正し、保険料率を再計算して、所得に比例した配分(按分)とすることになるが、賦課限度額を超える世帯が発生するので、当該世帯の所得金額等を減額するものである。

- (3) 県は、国民健康保険事業について3年ごとに鋸南町に対する助言指導を実施しているが、所得割率や資産割率は町条例に基づき告示をしていることを確認している。

このことから、補正がされていないことがわかる一切の書類は存在しないし、取得もしていない。また、作成もしていない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりであり、異議申立人は、平成20年7月5日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

(1) 本件請求に係る行政文書について

本件請求における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「安房郡鋸南町の国保で(平成19年度当時の)国保法施行規則32の9、同32条の10の規定のとおり、所得割率と資産割率のための「基礎控除後の総所得金額等」又は「固定資産税額」の補正がされていないことがわかる一切の書類」とあり、その趣旨は、国民健康保険料の算定にあたり、所得割率と資産割率のための基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等の補正が規則第32条の9及び第32条の10の方法でされていないことがわかるものと認められる。

(2) 鋸南町における国民健康保険に係る所得割率や資産割率の決定について

ア 国民健康保険事業は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第3条の規定により市町村、特別区及び国民健康保険組合が行うものとされ、法第81条では、賦課額、料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項を、政令で定める基準に従って条例又は規約で定めるとしている。

イ 鋸南町においては、町条例第15条第3項により所得割率や資産割率の保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならないと規定しているところである。

ウ 国民健康保険料の賦課額については、令第29条の7第2項第10号により基礎賦課限度額が定められていることから、鋸南町においても、町条例第15条の規定により、基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、規則第32条の9に定める方法により、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して補正を行うとしている。

エ また、町条例第15条の11の規定により、介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、規則第32条の10に定める方法により、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して補正を行うとしている。

オ 規則第32条の9の規定による補正の方法は、一般被保険者に対する補正の方法で、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額

及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割の合計額が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額するものである。

カ また、規則第32条の10の規定による補正の方法は、介護納付金賦課被保険者に対する補正の方法で、一般被保険者に対する補正の方法と同様に、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額するものである。

(3) 本件請求に係る行政文書の不存在について

ア 実施機関は、国民健康保険の助言指導業務において、平成19年度の鋸南町の国民健康保険料の算定は、町条例に基づき行われ、これに関する予算を鋸南町議会で決定し、所得割率や資産割率の告示の実施を行っていることが確認できた旨説明する。

イ 当審査会において、実施機関が保有する鋸南町に対する助言指導における行政文書について事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、平成19年度の鋸南町の国民健康保険料の算定にあたり、所得割率と資産割率のための基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等の補正が規則第32条の9及び第32条の10の方法でなされている等、条例、規則等の規定に基づき行われており、このことから、「補正がされていないことがわかる一切の書類は存在しないし、作成及び取得もしていない」との実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

ウ したがって、本件請求に係る行政文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年8月21日	諮問書の受理
平成20年9月29日	実施機関の理由説明書の受理
平成22年2月19日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成22年3月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年3月23日現在)